私道内の下水道工事着手までの流れ（条件）

**条件①**：私道の一端が、公共下水道が設置されている公道に接していること。

**条件②**：公共下水道を設置するために必要な幅員が確保されていること。（奥行きの長さや沿線の空地状況より、人力施工や機械施工の可否等から判断）

**条件③**：私道に面し、所有者の異なる複数の家屋があり、その大多数が公共下水道設置後速やかに排水設備を設置する旨の確約をしていること。

申請者名簿（第２号様式）

排水設備等設置確約書（第５号様式）

**条件④**：私道の所有者が私道への公共下水道の設置および地上権の設定を承諾していること。

**条件⑤**：私道の所有者がその使用期間を公共下水道の存続期間とすること、使用料を無償とすることを承諾していること。

公共下水道設置承諾書（第３号様式）

**条件⑥**：私道の部分に地上権、抵当権その他一切の権利が設定されていないこと。

地上権、抵当権等の設定がされている場合は、その権利の抹消手続きが必要

私道の登記簿謄本（法務局から取得）

**条件⑦**：私道部分が分筆されていること。（登記簿上、私道と家屋敷地が分離されている）

私道の土地所在図、地積測量図  
（法務局から取得）

私道と家屋敷地が分離されていない場合は、その用地の分筆登記が必要

上記の第２号様式～第５号様式が整ったら

私道公共下水道設置申請書（第１号様式）

**私道所有者と地上権設定契約**

**必要なもの【実印、印鑑証明書**】

**審査、手続き完了後、工事計画に組入れ、順次着工**

* **各手続き、取得等に要する費用は、当事者の負担となります。**